

自動車税のグリーン化税制について

環境にやさしい自動車の開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなる一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税負担が重くなっています。

- **令和 8 年度の税率が下がる自動車** (令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日に新車新規登録された下記自動車)
※令和 9 年度からは、通常の税率が適用されます。

電気自動車等

対象・要件等	令和 8 年度の税率
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 NOx10% 以上低減）、プラグインハイブリッド自動車	標準税率より概ね 75% 軽減

排出ガス基準及び燃費基準が下表の条件を満たす営業用乗用車

対象・要件等			令和 8 年度の税率
燃 料	排出ガス基準	燃費基準	標準税率より概ね75%軽減
ガソリン 又はLPG	平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	
ディーゼル (軽油)	平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準適合		

※「○○年排ガス基準○○%低減かつ○○年度燃費基準+○○%達成」等の要件に該当するかは、車検証で確認できます。

- **税率が上がる自動車** ※抹消登録（廃車）されるまで適用されます。

対象・要件等		令和 8 年度の税率
ガソリン車・LPG 車	平成 25 年 3 月 31 日以前に新車新規登録した自動車	標準税率より概ね 15% 重課
ディーゼル車	平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録した自動車	

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外です。

※バス（一般乗合バスを除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、概ね 10% 重課されます。

身体障がい者の方などに対する減免制度

身体や精神に障がいのある方が使用する自動車で、一定の要件に該当する場合、申請によって自動車税の減免を受けることができます。

1 減免を受けることができる方（減免の要件）

- (1) 身体障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方）又は戦傷病者（戦傷病者手帳をお持ちの方）

※【】内は戦傷病者手帳をお持ちの方が減免をうけることができる障がいの区分です。

障がいの区分		本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者の運転の場合
視覚障害		1～4 級【特別項症～第 4 項症】	
聴覚障害		2、3 級【特別項症～第 4 項症】	
平衡機能障害		3 級【特別項症～第 4 項症】	
音声機能、言語障害又はそしゃく機能の障害		3 級【特別項症～第 2 項症】 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る	—
上肢不自由		1、2 級【特別項症～第 3 項症】	
下肢不自由		1～6 級 【特別項症～第 6 項症 第 1 款症～第 3 款症】	1～3 級【特別項症～第 3 項症】
体幹不自由		1～5 級 【特別項症～第 6 項症 第 1 款症～第 3 款症】	1～3 級【特別項症～第 4 項症】
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2 級【—】	
	移動機能	1～6 級【—】	1～3 級【—】
心臓機能障害		1～3 級【特別項症～第 3 項症】	
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3 級【—】	
肝臓機能障害			

- (2) 知的障がい者（療育手帳をお持ちの方）
療育手帳に記載された障害の程度が「A」の方。
- (3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）
精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の程度が「1 級」の方。

2 減免の対象となる自動車

- (1) 身体障がい者の方などが所有し、本人が運転するもの。
- (2) 身体障がい者の方などが所有し生計を一にする方が運転するもので、当該障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- (3) 身体障がい者の方などのみの世帯の方が所有し、常時介護をする方が運転するもので、当該障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- (4) 18歳未満の身体障がい者の方、知的障がい者及び精神障がい者の方の場合、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。

(注) いずれの場合にも減免の対象となる自動車は、障がい者の方お一人につき1台です。

3 減免の申請手続

対象自動車	申請対象者	申請受付期間と受付場所
新たに取得する自動車 (所有する自動車を処分して乗換える場合を含む)	取得する自動車を登録する日に減免の要件に該当する方	登録の時まで 中予地方局課税課(運輸支局駐在) (自動車会館内 089-957-6621)
既に自動車を所有している場合 (毎年度の申請手続きを含む)	申請年度の4月1日 (午前0時)現在で減免の要件に該当する方	4月1日から納期限の7日前まで 住所地を管轄する地方局課税課(南予地方局にあっては税務課)及び今治又は八幡浜支局の税務室自動車税担当 ※郵送又は電子申請が可能です。

(注1) 提出期限後に申請された場合は、減免を受けることができません。

(注2) 住所地を管轄する地方局・支局は46ページを、電話番号は45ページをご覧ください。

4 申請手続きに必要なもの

郵送申請の場合、下記の郵送の提出書類を、電子申請の場合【電子申請の方法と提出書類】をご覧ください。なお、新たに取得する自動車の申請については郵送申請と電子申請はできません。

- (1) 自動車税減免申請書
- (2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(該当するもの)
- (3) 運転免許証(マイナ免許証の免許情報を表示した画面の写しを含む)
- (4) 自動車検査証

- 生計同一の方又は常時介護をする方が運転する場合、上記(1)～(4)のほか次の(5)、(6)の書類が必要です。

- (5) 生計同一証明書又は常時介護証明書

※ 生計同一証明書が不要な場合。

○マイナ保険証で生計同一が確認できる場合。

マイナポータルによりマイナ保険証の資格情報を表示した画面の写しを提示してください。

また、資格確認書はマイナ保険証の呈示に代えることができます。

○申請日前1月以内に発行された住民票で同一世帯が確認できる場合。

住民票を提示してください。(マイナンバーの記載のないもの。)

- (6) 通学・通園・通所・帰省証明書、通院証明書又は通勤・生業証明書

※ 学校、幼稚園、施設、病院、勤務先又は民生児童委員の発行する証明書で、自動車の使用回数の記載されたもの(生計同一の方が運転する場合は、使用回数が週1回又は、月4回に満たないものは減免できません。常時介護をする方が運転する場合は、使用回数が週3回に満たないものは減免できません。)

[郵送の提出書類]

(1)、(6)は原本を、(2)、(3)、(4)は写しを同封してください。(5)は生計同一証明書、常時介護証明書又は住民票の場合は原本を、マイナ保険証の場合は写しを同封してください。

なお、写しについては次の写しが必要となります。

同封内容: (2)全ページ、(3)表裏両面、(4)表面、(5)マイナ保険証一関係者全員の写し

[電子申請の方法と提出書類]

右のQRコード又は下記のURLから申請フォームへアクセスし、申請内容を入力してください。提出書類については申請フォーム内に添付用の設問がありますので、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)の写真又はコピーのPDFを添付してください。(1)は提出不要です。

添付内容：(2)全ページ、(3)表裏両面、(4)表面、(5)住民票-全ページ、健康保険証-関係者全員のもの、生計同一証明書又は
常時介護証明書-表面、(6)表面

身障用 URL https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3592

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



身障用

5 自動車税の月額減免

賦課期日（自動車を既に所有している場合は、4月1日・午前0時、新規取得の場合は、自動車の登録日）以降の年度途中に、新たに減免の要件に該当することとなった方は随時に減免申請を行えることとし、申請のあった日の翌月以降の自動車税種別割を月割で減免できます。

6 減免申請書の請求先

- (1) 住所地を管轄する地方局課税課（南予地方局にあっては税務課）及び今治又は八幡浜支局の税務室
- (2) 愛媛県ホームページにも掲載しています。

自動車税に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、右記のQRコードから県ホームページ内の「自動車税にかかるよくあるご質問」をご覧ください。下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



自動車税専用ダイヤル ☎ 050-1794-5832